

環境省 行政事業レビュー  
(公開プロセス)

令和4年6月23日(木)

環境省大臣官房会計課

環境省 行政事業レビュー（公開プロセス）

1. 開催日時 令和4年6月23日（木）9：30～12：30

2. 開催場所 環境省省議室

3. 出席委員 8委員

稲垣隆司委員

奥真美委員

小林辰男委員

関正雄委員

新美育文委員

上村敏之委員

太田康広委員

佐藤主光委員

4. 議事

事業番号1：脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化  
事業

事業番号2：企業行動推進経費

事業番号3：小型家電リサイクル推進事業費

午前9時30分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度環境省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、会議開催に当たりまして、参加の委員の皆様に御留意いただきたい点が2点ございますので、御紹介させていただきます。

1点目ですが、回線の都合上、発言される際のみ音声をオンにさせていただきまして、それ以外の時間につきましてはミュートとしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、御発言される際には挙手ボタンでお知らせ願います。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前にメールで送付をさせていただいておりますが、議事次第にあります資料配付のとおりとなっておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、個々の資料の確認につきましては割愛させていただきますが、資料の不備等ございましたら、いつでも結構ですので、お知らせ願います。

それでは会議に先立ちまして、行政事業レビュー推進チームの総括責任者であります鎌水大臣官房長より御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌水大臣官房長 環境省官房長の鎌水でございます。委員の皆様におかれましては、大変御多用なところ、環境省行政事業レビューの公開プロセスに御出席賜りまして、誠にありがとうございます。会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

行政事業レビューは、各府省自らが、その事業につきまして予算の執行状況を点検し、その結果を事業の見直しに反映させる取組でございます。これは、事業の、より効率的な、あるいは効果的な実施、国民への説明責任、それから透明性の確保、これを図りまして、ひいては国民に信頼される質の高い行政を実現するために、大変重要な取組であると理解しております。とりわけ、本日の公開プロセスにつきましては、選定いただきました事業について、外部から有識者の方々の参加を得て、公開の場で事業の執行状況の点検を行う大変貴重な機会でございます。

環境省では、多岐にわたる環境問題に対応すべく、様々な施策を実施しております。気候変動に代表されるように、その責務は大きくなっていると考えております。こうした施策を、さらに効果的・効率的に実施するため、委員の皆様におかれましては、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局 官房長、ありがとうございます。それでは、各事業の議論に入らせていただきたいと思います。

本日は、環境省選定の外部有識者3名と、内閣官房行政改革推進本部事務局選定の外部有識者3名の計6名で、質疑、点検、評価をしていただきます。それぞれの事業を担当する外部有識者は、資料2のとおりです。

評価につきましては、事務局より事前に送付させていただきましたコメントシートに御記載いただき、時間になりましたら事務局へメールにて送付いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、評価の結果のとりまとめ、調整、公表を行うとりまとめ役は、稲垣委員にお願いしております。どうぞよろしくお願いいたします。

進行役は、環境省行政事業レビュー推進チーム副総括責任者であります小森会計課長が行わせていただきます。これ以降の進行は、会計課長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○小森会計課長 会計課長の小森でございます。本日はよろしくお願いいたします。

早速ですが、本日は3つの事業について議論してまいります。限られた時間の中ではありますが、円滑な議事運営に努めますので、よろしくお願いいたします。

初めに、事業番号1「脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業」です。本事業につきましては、山田内閣府大臣政務官にオンラインで出席いただいております。それでは、山田大臣政務官から御挨拶いただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○山田大臣政務官 大臣政務官をやっています山田太郎でございます。

先ほども、官房長のほうからお話がありましたけれども、公開プロセスということで、今回、行政のレビューというものをやっています。もともと、この公開プロセスは、予算と、その執行を見ていきたいと思います、正しく予算に従って執行されているかどうかということがメインだったのですが、今回は、時代の変化にも応じて、今の時代に施策行政の在り方が合っているのかどうか、こういったことも、各委員には、しっかり踏み込んでレビューしていただきたい、そういうふうに考えています。

この脱フロン・低炭素社会の実現というのは、一つ、内閣の政策の重要な側面でもありまして、こういったことが民間の方々も含めて、どう協力していただけるのか。こんなことは非常に重要だということでありまして、この加速化事業も、重要な側面にあると思います。

これまで行政の無謬性といった問題もあって、なかなか、一度決めたこと、それから過去の因習、習慣にとらわれて変えられなかったといったこともあったかと思えます。これからの新しい社会をつくっていくに当たって、今回のこの事業の在り方、こうすればいいじゃないかと、あるいは、こういうこともできるじゃないかという建設的な意見も、単に予算の執行状況、元の計画に対して、できている、できていないというような批判だけではなくてやっていただきたいと、こういうふうに思っています。そして、各省庁の皆さん方も、今日の有識者の方々、そういった方々の声を真摯に受け止めて、是非、その内容を事業の中に改めて盛り込んで、いい政策を作っていただければというふうに思っています。

我々、行革並びに規制改革等の三政務も、今日の皆さんの意見を、しっかり真摯に受け止めて、政治の側面でやらなければならないことということは、しっかりやっていきたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

○小森会計課長 山田大臣政務官、ありがとうございました。それでは、担当部局から、5分程度で事業の概要を説明願います。お願いします。

○説明者 おはようございます。地球環境局のフロン対策室長の豊住と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、パワーポイントに沿って御説明をさせていただきます。

まず、事業の背景でございますけれども、フロン類とは、冷凍冷蔵機器の冷媒などに広く使用されている化学物質でございます。中でも、特定フロンとは、有害な紫外線を吸収してくれる成層圏オゾン層を破壊させる性質がありまして、モントリオール議定書に基づいて、1980年代後半から国際的な削減が進められてまいりました。特定フロンに代わって登場いたしました代替フロンは、オゾン層を破壊しませんが、温室効果は大変大きく、二酸化炭素の数十倍から1万倍程度の効果がございまして、地球温暖化対策として、この排出抑制が喫緊の課題となっております。

現在、冷媒の主流であります代替フロンの排出量は、左側の線グラフのように、近年増加傾向にございます。最新の2020年度のデータでは、中央の円グラフのとおり、代替フロンの排出量は、約5,000万トンCO<sub>2</sub>、温室効果ガス全体の4.5%に達しております。代替フロンの排出量の中でも、冷凍機器等の冷媒用途で、全体の9割以上を占めているところでございます。

このように、オゾン層保護のために、特定フロンから代替フロンへの転換を背景といたしまして、今日、代替フロンの排出量が増加をしております。今後は、高い温室効果を持つ代

替フロンから、温室効果の小さな冷媒、自然冷媒への転換が必要となっております。

このような中で、フロン類対策に関する我が国における主な法制度は、こちらにございますとおり、オゾン層保護法と、それからフロン排出抑制法となっております。これらの制度につきましては、これまで数度の見直しによりまして、対策を強化してまいりました。オゾン層保護法については、2016年にモントリオール議定書のキガリ改正におきまして、2018年に代替フロンを規制対象とする改正を行いました。フロン排出抑制法につきましては、当初は機器廃棄時の回収及び破壊を義務づける法律でございましたけれども、2013年には製造事業者や管理者を含む、フロンのライフサイクル全体での排出抑制を目的とした制度に強化をされてございます。

いわゆる蛇口側の規制でありますオゾン層保護法に基づきまして、代替フロンの消費量の削減が2019年より開始されておりました、今後、右の図の緑色の階段に沿って削減されていくこととなっております。

また、フロン排出抑制法に基づく上流側の規制といたしましては、温室効果を下げるフロン類の使用製品の低GWP化や、ノンフロン化を進めるため、指定製品の製造事業者に対しまして、製品ごとに達成時期を定め、温室効果の低減を求める制度を運用してございます。

なお、フロン排出抑制法は、令和元年、廃棄時におけます回収率向上を目指しまして、引渡義務違反の直罰化等の改正を行いましたけれども、その規制強化に当たりまして、初期導入コストが割高なため、普及が進まない機器の導入のための支援を充実、強化することとの国会附帯決議がなされておりました、政府といたしまして、引き続き、導入支援を行う必要がございます。

また、昨年10月に閣議決定をされました地球温暖化対策計画におきましても、代替フロンの2030年度排出削減目標を定められておりました、左下に示しましたとおり、2013年度比でマイナス55%と、その前の計画から大幅に強化をされております。この目標を達成するために、同計画におきましては、フロン類の上流から下流までのライフサイクルにわたる対策の推進を進めることとされておりました、右側の吹き出しに併記してございますとおり、Aのところになりますが、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化を推進するということといたしまして規制的な制度面での対応に加えて、省エネ型自然冷媒機器の普及促進のための施策等を、併せて行うこととしております。

改めまして、代替フロンの排出量をお示しいたしますが、中でも業務用の冷凍空調機器の用途が大半を占めてございます。

現在、業務用冷凍空調機器における冷媒は、技術があつて、ノンフロン化が進んでいる自動販売機のような分野がある一方で、代替方法はあるものの普及には導入コスト上の課題がある分野、そして、代替候補はまだなく検討中という分野もございます。本事業は、代替候補はあるものの、普及に導入コスト上の課題がある分野を対象といたしまして、導入支援を行っているものでございます。

自然冷媒は、冷媒の体積が大きくなる、有害性、可燃性があるといった課題があり、コスト増の要因となっております。

業務用冷凍冷蔵機器は、一旦導入されますと10年～20年稼働いたしまして、温室効果ガスの排出がロックインされてしまうというところがございます。そのため、地球温暖化係数の低い自然冷媒機器の導入が重要でございます。本事業は、GWPの大幅低減に加えまして、より省エネ型、省CO<sub>2</sub>型の機器への転換を促す、一足飛び、かつ一石二鳥を狙うものとなっております。

次に、事業の内容と実績、効果につきまして御説明いたします。本事業は、冷凍冷蔵機器の冷媒について、現在、使用されている特定フロンや代替フロンから、自然冷媒の転換と省エネに取り組む事業者を支援しまして、脱フロン及び省エネ化を推進するものです。

本事業の対象となっている例を、こちらにお示しいたします。

本事業では、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減に加えまして、冷媒由来のフロン類の排出削減による両面からの効果によって、各年度で50～100万トン-CO<sub>2</sub>の削減効果が得られているところでございます。さらに、CO<sub>2</sub>削減費用につきましても、6,500円/トン-CO<sub>2</sub>程度となっております。高い効果を得られているものと考えております。

現在、本事業の対象としております自然冷媒機器の普及状況を推定いたしましたところ、5～20%程度にとどまっているということで、さらに普及が必要と考えております。特に中小企業におきましては普及が遅れているといった声が高く、より重点的な支援が必要と考えているところでございます。

そこで、今後の支援の方向性についてでございますが、これまでの事業を踏まえて、今後の支援に向けた課題として三つ、挙げさせていただいております。昨年10月閣議決定されました、地球温暖化対策計画において強化されました目標達成に向けて、より効果的な支援が必要であること。大企業と比較して資金力の小さな中小企業への自然冷媒機器の導入が進んでいないということ。それから、より柔軟かつ効果的な執行の推進が求められているということ。以上の課題を踏まえまして、今後、こちらにお示ししました点も考慮しながら、効果

的な事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御意見、御助言を賜れば幸いです。以上となります。

○小森会計課長 ただいまの事業概要及び論点を踏まえまして、御意見、御質問を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。上村先生、お願いいたします。

○上村委員 関西学院大学の上村です。御説明、ありがとうございました。有識者会合と事前勉強会でも指摘してきたことを述べます。

代替フロン削減については、補助金もそうなんですけど、規制誘導のほうが効果的だと考えます。規制についても実施されているということを知っていますが、大切なのは、補助金と規制を組み合わせ、よりよいパフォーマンスを上げていくことだと思います。特に中小企業の導入が進まないということを見ると、大企業は規制誘導にして、補助金の対象は中小企業に限定していくということが望ましく、現段階ではいいのかなと思っています。最終的には補助金を廃止して規制のみにしていくということだと思いますが、つまり、補助金と規制のバランスを現状に応じてどのように変化させていくかということが、この事業の重要な運営方法なんじゃないかなと思っていますけれども、その点について、いかがでしょうかというのが1点目です。したがって、どのような状態になったら補助金を止めるのかという、その見通しを示されるべきかと思っています。これが1点目です。

2点目ですが、環境に対して外部性があるから補助金を出すというロジックは理解できるんですけども、この補助金が全体のどれぐらいをカバーするほどの規模なのかということところが問題かなと思っています。もし、あまり全体をカバーできていないようだったら、補助金を出しても効果が薄いということなので、やはり、規制誘導のほうが重要な政策手段になります。要は、全体のインパクトを考えながら、この事業の設計をしないといけないわけです。代替フロン削減について、この事業が与える全体に対するインパクトを数字で表すことができるようなアウトカムの成果指標を持つことを提案したいと思います。そうすると、規制誘導と補助金のベストミックスを常に考えるための成果指標になるのではないかなと思っていますけど。以上です。

○小森会計課長 環境省、回答をお願いします。

○説明者 御意見いただきまして、誠にありがとうございます。委員からいただいております、規制と、それから、その補助のバランス、非常に大事だというふうに考えてございます。規制につきましては、全体のHFCの、その消費を減らすということで、全体をぐっと抑えるような形で規制を行うと。加えまして、特にその技術はあるけれども導入が進まないという

ところをターゲットにいたしまして、本事業でのその支援を行うというものでございまして、その両方のバランスを見ながら進めていく必要があるというふうに考えております。その中で、中小と大企業の補助のバランスということになろうかと思えますけれども、今後は、これまで実施をしてきたような初期導入コストを支援するという形での支援につきましては、中小企業が中心になるような形で考えてございまして、加えて、大企業については、特にアナウンス効果ですとか、その導入を引っ張っていただく、そういうモデル的な存在というふうに考えておりますので、そういう点を考慮した形での支援の在り方というものを、考えていきたいというふうに考えております。また、全体のHFCの削減に、どうやってこれが寄与するのかといったところでございまして、こちらにつきましては、本事業では温暖化対策という中で、HFCのその冷媒由来の排出の削減効果、こういったものを、しっかり見ながら、事業実施をしてきてございますので、冷媒由来、それから省エネルギーによるCO<sub>2</sub>の削減効果、この両方をしっかり見ていきたいというふうに考えてございます。

○上村委員 ありがとうございます。2点目で、全体に対するインパクトを示すような指標というのは、難しいでしょうか。

○説明者 今直ちにこういう指標でというところは、ちょっとお答えが難しいところがありますけれども、この自然冷媒を導入することによって、どれだけHFCの削減に寄与していくのかというところは、今後、しっかり見ていきたいというふうに考えております。

○上村委員 はい、分かりました。

○小森会計課長 ありがとうございます。それでは、佐藤先生から順番に行きたいと思えます。よろしく申し上げます。

○佐藤委員 この事業自体は今年度までということですが、先ほど、上村先生からも指摘があり、また、事務局からもご回答があったとおり、この後に、また新たな事業というのが、多分行われると思うんですけど、新たな事業については、補助金の対象は中小企業に限定するという理解でよろしいでしょうか。それとも、モデルケースとして大企業への補助とかも継続させるのでしょうか。

それから、その次の事業はいつまでやるのでしょうか。期限が限定されているように見えながら、要するに同じような事業を繰り返し続けているわけですね。いずれ補助金はやめたほうがいいと、規制中心に移していったほうがいいと思うんですけども、次の事業が最後になるのか、別にそういうわけではないということなのか、まず教えていただければ。

それから、行政事業レビューなので、レビューシートを見ていて、この成果目標のCO<sub>2</sub>排

出削減量ですけれども、やはり、先ほど、上村先生の御指摘があったとおり、本事業から、少し距離があるような気がするので、もしあれば、代替フロンの削減量と、もちろん限定した形で、代替フロン削減であるとか、何かこの本事業に近い形でアウトカムに評価しないと、この事業の施策全体、地球温暖化対策という施策全体の中での位置づけ、インパクトがちょっと分かりづらいなという気がしました。以上です。いかがでしょう。

○小森会計課長 環境省、お願いします。

○説明者 御質問ありがとうございます。この事業は、御指摘のとおり、平成29年から開始しておりまして、今年度が区切りということになってございます。先ほどもパワーポイントを用いまして説明を申し上げましたけれども、現状でも、この省エネ型自然冷媒機器ですね、自然冷媒機器の普及状況というのは、まだ、十分ではないというふうに考えているということと、それから、フロン対策につきましても、規制強化等をしてきてございますけれども、それに伴って、やはり、初期導入コストも高いノンフロン・低GWP機器といったものの導入がユーザーのほうに求められてくるということで、この支援をするということが言われてございます。こういったことを踏まえまして、次年度以降も、こういったフロン、それから脱炭素化に資する、こういった補助事業というのを実施していく必要があると環境省としては考えているところでございます。なお、この事業は、何年で事業を終わりにするかというのは具体的にはこれからでございますけれども、2030目標ということ念頭に置きますと、一定の年数が必要であろうというふうに考えております。

また、来年度以降の事業につきまして、その対象をどうするのかという御質問をいただいております。先ほど、上村委員からの御質問にも答えさせていただきましたけれども、中小企業のほうに重点を置きつつ、やはり、こういった機器を広げていくためには、モデル的に引っ張っていただける大企業、特に、より一層の省エネ、あるいは再エネ活用に資するような事業、こういったものを対象にいたしまして、大企業も、この事業の中で対象にしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の御質問で、この成果目標と成果実績ですね、こういったところにつきまして、本事業の説明の中でも、いわゆる省エネによるCO<sub>2</sub>の削減効果と、それから冷媒に由来する部分の温室効果ガスの削減効果と、この一石二鳥を狙うという事業であるという、そういうところがございますので、そういった中で、ちょっと冷媒対策のところ、説明の中でも、少し強調し過ぎたかもしれませんが、やはりこの事業は、温室効果ガスの削減、これを目標としてございますので、その中で、温室効果ガスと、その冷媒由来というと

ころをしっかりと説明していく必要があるのかなというふうに理解をいたしました。

○佐藤委員 ありがとうございます。でも、やはり、ちょっと気になるのは、結局企業としては、今すぐその自然冷媒機器を入れなくても、補助金は続くから、いいタイミングを見てやりましょうという感じでかえって補助金の期間を延ばすと、切替えの期間が先延ばしになっちゃうんですよ。むしろ、補助金があるから期限限定的に、だから、例えば少なくとも向こう3年間しか補助金がないとすれば、その3年以内に機器を切り替えようということになるはずなので、かえって普及が進むはずなんですよ。普通、税制なんかでも、政策税制とかって期限を限定するんですよ。そうしないと、なかなか効果って発現しにくいというふうに考えるからです。なので、逆に引き延ばすというのは、確かに事業者にとっては都合のいいことですが、かえって自然冷媒機器の普及を阻害する側面があるんじゃないかというのは、一つの懸念材料です。あと、もう一つ、鶏と卵の関係みたいなものなんですけれども、みんなが、この自然冷媒機器を購入するようになれば、恐らく生産量も増えていくので、規模の経済が働きますので、恐らく単価というか、コストも抑えられるようになると思うんですよ。なので、自然冷媒機器は高いということになっていますが、普及しなければ高いよねというのは当たり前だと思うので、その辺、普及促進という観点から見ても、できるだけ補助金の期間を限定するほうが、私は、効果は発現しやすいかなと思いました。以上です。

○小森会計課長 環境省、お願いします。

○説明者 御意見ありがとうございます。補助金の持つ、プラスの効果、マイナスの効果というか、そういう政策的な面での御助言をいただいたものというふうに受け止めさせていただきました。今後、次の事業の実施において、そういった視点も、しっかりと受け止めて設計をしてまいりたいというふうに考えてございます。御助言、誠にありがとうございました。

○小森会計課長 ありがとうございます。それでは、太田先生、次、お願いいたします。

○太田委員 全体像のお話は伺ったんですけれども、具体的にどういう補助事業をしているかというイメージをつかみたいので、具体的な数字を伺いたいんですが。まず典型例として、代替フロンによる設備というのは、平均どれぐらいのものでしょうか。そして、自然冷媒による設備というのは、お幾らぐらいなんですか。価格差は、どれぐらいあるのでしょうか。物によると思うんですが、典型的な例を幾つか教えていただければと思います。

○小森会計課長 環境省、お願いします。

○説明者 今回の本事業におきましては、対象となっている機器がショーケースから大きな冷凍機までございますので、その価格の差がどの程度なのかというところで申しますと、約

2倍程度というふうに我々考えております。

○太田委員 一つ、大体お幾らぐらいのものですか。大体、価格は2倍。補助対象事業は3百幾つでしたか。何件かあったかと思うんですけども、平均で結構なんですけど。

○説明者 大変申し訳ございません。お待たせいたしました。レビューシートのほうでお示ししてございますが、単位当たりのコストということで、補助のほうにつきましては、1件当たりで2,000万円です。

○太田委員 2,000万円が3分の1ということですよ。

○説明者 はい。補助が2,000万円でございますので、こちらを3倍していただければ事業費となります。

○太田委員 とすると、6,000万円のものを買うときに2,000万円補助してもらえると。代替フロンのものであれば3,000万円だから、3,000万円のものを入れるよりは、1,000万円余計に払って補助をもらって自然冷媒を入れるというのが、今のイメージなんですね。

○説明者 はい。そのように認識いただければと思います。

○太田委員 これ、耐用年数はどれぐらいですか。新しくリプレースすると。

○説明者 こちらにつきまして、また、機器によるところはありますけれども、いわゆる補助金で設定します耐用年数としましては、大きな倉庫でありますと12年になります。それから小売店等に入っておりますショーケースですと6年になります。

○太田委員 規制で代替フロンを使ったものは、いつ頃使用禁止にする予定ですか。

○説明者 代替フロンを使用することについて、その禁止というのは必ずしもなくて、代替フロンの生産量や輸入量をだんだん抑えていく、下げていくという考え方になります。したがって、代替フロンでありましても、その代替フロンの種類によっては、温暖化係数が異なりますので、このGWP値を下げていくという形の規制的な手法になってございます。

○太田委員 使用禁止にしない理由は、なぜですか。それがいいかどうかは別として、もう、生産禁止というふうにしてしまえば、全部自然冷媒にできますよね。

○説明者 やはり、世の中の冷凍、空調設備に対しましては、まだ、技術開発への課題がございまして、HFCの利用というのは不可欠でございます。そういった点と、それから国際的にも、HFCの削減というのは2036年に基準年の15%までと、こういう国際的な約束になってございます。そういう点で見ますと、HFCを完全禁止ということではなくて、その環境影響度を下げていくという取組が、今行われているところでございます。

○太田委員 禁止しない理由は、なぜですか。国際公約でも禁止するとなっていないから。

○説明者 これは、先ほど御説明いたしましたとおり、技術的に冷凍冷蔵技術を支える物質でございますので、現状ではHFCの利用というのは不可欠というふうな状況でございます。

○太田委員 どうしてもこれでないといけないものがあるということですか。

○説明者 はい。そうでございます。

○太田委員 例えばどういうものですか。

○説明者 例えば、現状のエアコンとかの冷媒というのは、HFCが使われてございます。現在では、これに代わる技術というのはございませんので、まさにその、エアコンに使うような冷媒についての、そのHFCを下げていくという技術開発は進められているところでございますけれども、現状はございません。

○太田委員 現状ではこれが、費用が効果的だと。自然冷媒のほうに徐々に移行するように誘導していきたいと。どうしても、これでないといけないものというのは、技術的にあるのかどうか分かりませんが、現状では必要不可欠ということですね。一つのやり方は、新しく望ましいものの値段を下げてやるために補助金を出すという手もあるんですけども、望ましくないものをコスト高にしてやっても同じですよ、効果としては。つまりHFC、代替フロンのもので機器の値段を上げてやるということでも同じ効果が得られるはずですけども、補助金を出す方向で考えていらっしゃるの、どういう理由からでしょうか。

○説明者 恐らく、ペナルティー型の政策でできないかということかと思っておりますけれども、こういった手法につきましては、一定の公平性といったところが求められる中で、先ほど御説明をいたしましたとおり、この冷凍空調機器というのは、様々な分野で、用途で使われておりますので、その中で、どうしてもこのHFCを使わざるを得ないというのはあるということと、それから現実的に価格の問題もありますけれども、そういった中で、どうしても、そのHFCが使われている現状もありまして、そういう点で言うと、規制的には全体を抑えていくと。すなわち、そのHFCの供給を、まず絞ることによって、結果的には最終的に価格は上がっていくということも考えられます。他方で、推進型の事業で、この技術ができたところに集中的に支援を行うということで、導入数を増やしていき、先ほど、委員がおっしゃったように、その結果として価格が下がっていくと。大量に導入されることによって価格が下がっていくということを本事業でも期待をしているところでございます。

○太田委員 今、ペナルティー型ができない理由としておっしゃったものとしては、不公平感というような話が聞こえたんですけども、それだけが理由ですか。

○説明者 それに加えて、先ほど、この冷凍空調機器、様々な技術用途がございますと。

そういう中で、技術開発も進められてきているという話をさせていただきました。技術の進歩につきましても、まさに日進月歩であるというふうに理解をしております、そういう中で、例えば課税といったような経済的な手法というのものもあるのかもしれませんが、まずは、この指定製品を使って全体を下げ、それから導入支援とのセットで進めていくという手法を、我々としては採用をいたしているところでございます。

○太田委員 理解できませんが、技術進歩があると、どうして課税型のペナルティーをかける形での誘導ができないんですか。

○説明者 対象を絞るという必要が出てくるかと思います。ただ、委員御指摘の、そのペナルティー型での課税、経済的手法については、我々として、そういう手法は全く対象外というふうに考えているわけではなくて、これは、その排出抑制のための手法の一つとして、経済的手法というのもの、引き続き検討を行っていく必要があるというふうに考えておりますが、現段階においては、この全体の量を規制するという形の制度と、それから導入支援という、その二つのセットで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○太田委員 ペナルティー型も一つの手法であるから検討すると、それは何か法的制約があるんですか。現在は使わない理由は何でしょうか。

○説明者 現時点において、そのフロン対策の手法として検討してきた結果として、現段階では、この全体の量を絞るという、国際的なその……。

○太田委員 よろしいのでしょうか。検討した結果、ペナルティー型を使わないという判断になったということは伺って理解したんですが、どのように検討されて、どういう理由で導入しないことになったんでしょう。補助金を出すのは、業者からの反対がないから簡単ですよ。そうすると際限なく政府支出が増えていくので、当然、政府支出は非常に大きくて問題になっているところですから、効率的な、その行政の運営、執行という観点からは、この中でバランスさせるということも考えられて。つまり、課税した分だけ補助金を出すと、プラス・マイナス・ゼロということになれば、この事業に追加的な支出はかからなくなるわけですから、当然ペナルティーを取ることも検討されたとおっしゃって、今はそれを使わないと。なぜ、使わないという判断になったんでしょうか。

○説明者 そうですね。検討の、その結果に至っていないというところが正確なところかもしれませんが、先ほど御紹介をいたしました地球温暖化対策計画の中でも、そういった手法については言及がされてございます。その中では、フロン類の排出抑制に向けた経済的手法については、一方で課題があるということも踏まえて引き続き検討を行うというふう

にされておりますので、その点につきましては、引き続きの検討という段階であるというふうに御理解いただければと思います。

○小森会計課長 太田先生、司会進行の立場からすると小林先生も手を挙げていただいている、あとお三方いらっしゃると思いますので、よろしく願いいたします。

○太田委員 分かりました。この辺で終わりますが、少なくとも、納得し得るような回答はいただけなかったというふうに、差し当たり理解しておきます。私からは以上です。

○小森会計課長 ありがとうございます。続きまして、関先生、お願いします。

○関委員 言いたかったことは他の委員の先生からおっしゃっていただいたので、私からは、先ほどのコストの件ですけど、いわゆる規模の経済で、自然冷媒のやつが、どんどん使われるようになってくれば下がっていくわけですね。現に、今までにどれだけ下がってきているのか。その実績を知りたいですし、あるいは、今後、どのくらい下がると見込んでいらっしゃるのか。それを前提に、いろいろと考えていらっしゃると思うので、その前提をどう捉えているのかというのをお聞きしたいです。ついでに意見まで言っておきますと、要するに今とにかくこの気候非常事態ですから、悠長なことを言っていられないですね。しかも、この代替フロンが強力な温室効果があるということであれば、とにかく大胆な転換を急いで図らなきゃいけないはずなので、そうすると、延々と補助金を続けていくということだけでは十分ではないというふうに思うんですね。したがって、当然、規制的手法というものを組み合わせなきゃいけないし、その規制的手法を組み合わせることによってというか、それを強いメッセージとして打ち出すことによって、むしろ、市場の形成に影響力を及ぼすはずですね。ですから、そのことを考えて、是非政策対応をしていただきたい。当然、インセンティブも必要だと思います。それから、規制も必要だと思います。それらをトータルで、要するに、早期の転換を目指すということ、是非進めていただきたいというふうに思います。それに当たっては、今後、またこの事業を何らかの形で継続されるというふうに聞いていますので、そうであれば、先ほど言ったような将来予測を立てて、是非、バックキャストで、いつまでにどれだけを達成するのかという明確なアウトカムベースの目標を、きちんと設定していただきたいというふうに思います。以上です。

○小森会計課長 お願いします。

○説明者 関委員、御意見ありがとうございます。こちらの支援事業によって価格を低減していくことが重要ということで、御意見をいただきました。これまで、本事業におきましては、一部機器に関して、当初は、この価格差の大きさから、補助率を2分の1というふうに設

定をしておりましたが、機器の価格差、省エネ化によるコストダウン効果なども踏まえて設定をする中で、補助率の見直しに至ったというところがございますので、確実に、機器の価格低減というのは、進んできているものというふうに考えてございます。今後も、そういった点をしっかりと注視しながら検討していきたいというふうに考えております。また、御指摘いただきましたとおり、このフロンからの冷媒の転換を進めていくためには、インセンティブと規制との合わせ技が重要であるというふうに考えてございます。もちろん、その転換を早期に促すために、しっかりと事業者に対するメッセージが届くように工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

また、事業設計に当たってはアウトカムベースで、しっかりと目標設定を、検討していくべきということで、御助言いただいたものと考えております。来年度以降の事業設計に当たって、しっかりと、その点を踏まえて事業を設計していきたいと考えております。どうもありがとうございます。

○関委員 恐らく製品を生産するのは国内の事業者だと思うんですね。そうすると、このフロン対策は日本だけの問題じゃなくて世界的な問題だと思いますので、市場ニーズだとか、要するにビジネスオポチュニティーという意味でも、世界規模で考えて、早期の転換を促すような政策を是非やっていただきたいというふうに思います。以上です。

○小森会計課長 ありがとうございます。時間もだんだん押してまいりましたので、そろそろ、各委員におかれましてはコメントシートに記載しながらの御議論ということで、お願いしたいと思います。続きまして、稲垣先生、お願いいたします。

○稲垣委員 もう、ほとんどの先生が言われましたので、私は確認ということで。今、もう既に回答がありましたけれど、やはり温暖化を進めるためには、どんどんこの対策を進めなければいけないですし、私は、ある程度、補助はしなければいけないと思っていますけれど、先ほど関先生も言われましたように、いつまで、どうやるんだというアウトカムを明確にしておかないと、ずるずるいってしまうのはまずいと思いますのでやっていただきたいと思います。それと、太田先生がペナルティー型の課税というお話をされましたけど、私は逆に、こういう機器に転換した場合は、税の優遇措置とかそういうようなインセンティブを、是非検討していただきたいなど。そういうことをやっていけば、中小企業もどんどん進んでいくのではないかと思いますので、是非お願いしたいと思います。もし検討してみるという意見があれば、お話ししていただければと思います。なければ結構です。

○小森会計課長 環境省から一言ありますか。

○説明者 御意見いただきましてありがとうございます。今、ここでお答えできるだけの知見はございませんけれども、いただきました御助言を、しっかりと受け止めて、対策全体ということになるかもしれませんが、進めてまいりたいというふうに考えております。

○小森会計課長 それでは、小林先生、お待たせいたしました。よろしくお願ひいたします。

○小林委員 私も、もう手短に。まず、1点は、単純ですが、自動販売機は何で進んでいるのか、この大型業務用冷凍冷蔵庫は何で進まないのか、この技術的な違いとか、理由が分かれば教えていただきたいのが1点。それから、太田先生とか、稲垣先生からコメントがありました。この事業は7,000円ぐらいのCO2削減コストということなので、カーボンプライシングみたいな話との整合性になると思うんですが、環境省全体として、何かやったら補助金をお出ししますというような政策と、そのカーボンプライシングといった経済的手法、この方が分かりやすいと思うので、そっちへシフトしていくというのは、環境省全体としてどう考えておられるのかと。もし、官房長がおられたら、官房長、お答えください。おられなかったら、この質問は結構です。

○小森会計課長 それでは、まず、自動販売機の関係について、お願ひします。

○説明者 御質問ありがとうございます。自動販売機につきましては、その技術の進み具合、その機器分野によって違うというところだと思うんですけども、例えば自動販売機は、恐らく家庭用の冷蔵庫に近い部分があるというところかと思ひます。機器の中に、もう冷媒を全部入れ込んでしまつて、冷凍冷蔵機能を持たせることができる。現在、家庭用の冷蔵庫につきましてはイソブタンを使つてございまして、これと同じような技術ということで、自動販売機につきましては転換が進んだということであろうというふうに考えております。

○小森会計課長 官房長は中座してしまいましたので、カーボンプライシングの議論につきましては、先生御指摘のとおり、制度全体として今やっていることで、それはそれとして、この場では個別の事業についての御議論をいただければと思つております。よろしくお願ひいたします。

それでは、だんだん時間も参りましたので、コメントシートを10時30分までに事務局にメールにて御送信いただきたいと思ひます。メールにて送信いただきましたら、集計まで少々お待ちいただきまして、集計が終わりましたら、お声かけを事務局からさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(コメントシート回収、集計)

○小森会計課長 お待たせいたしました。集計が終わりましたので、とりまとめ役の稲垣委

員から、評価結果及びとりまとめコメント案を提示願います。よろしいでしょうか。

○稲垣委員 先生方、大変お忙しいところ、コメントシートを提出いただきましてありがとうございました。結果について、御報告をさせていただきます。

「廃止」をつけられた方が1名、「事業全体の抜本的改善」をすべきだと言われた方が4名、「事業内容の一部改善」が1名という形でございます。コメントは、先生方皆さんほとんど同じことが書いてあります。

まず、補助はいつまでやるのかと、一部の先生からは、補助をやるにしても、本来ならばもう今年度で終わりだから、ここで一回打ち切るべきだという意見もありましたが、もしやるとしても、どこまでやるのかということを明確にすべき、それと、補助を進めるとしても、中小零細に限るべき。それより今の地球温暖化の状況を見ると、早急に規制的手法、こういうものを導入すべきではないかということでもあります。それと、いつまでも補助をやっているのではなくて、補助の代わりに使用禁止だとか、代替フロンの使用にペナルティーを課すような政策、こういうものも導入すべきではないか。あるいは逆に、インセンティブを与えて導入を促す、そういうこともやるべきじゃないかというような御意見が、ほとんどでございました。

評価については、「廃止」1、「抜本的改善」4、「事業の一部改善」1ということですので、本事業につきましても、委員の数の多い「抜本的改善」という形で、今言いましたようなコメントをつけて提出したいと思いますが、先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。佐藤先生、いいですか。

○佐藤委員 承知しました。

○稲垣委員 小林先生、いいですか。

○小林委員 はい、それで結構かと思います。

○稲垣委員 関先生、いかがですか、

○関委員 はい、結構です。

○稲垣委員 では、そういう形でこの事業については決定をさせていただくと。ありがとうございました。

○小森会計課長 ありがとうございました。本事業の評価は、そのようにさせていただきたいと思います。それでは、続きまして、事業番号2「企業行動推進経費」について、議論を行ってまいります。担当部局の者の入替えを行っておりますので、しばらくお待ちください。

それでは、担当部局から、5分程度で事業の概要を説明願いたいと思います。よろしくお

願います。

○説明者 環境経済課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、当方より、企業行動推進経費につきまして論点にお答えできるように背景からは事業概要、今後の方向性について、ごく簡単に御説明いたします。詳細は、資料を御覧いただきつつということで、御不明点は、後ほど御質問等をいただければと思います。

まず、簡単に、事業構造を取り巻く環境面の現状を背景としてお話しします。ページをさらに開いていただきますと、御承知のとおり、気候変動を初めとした環境の課題というのは、足元、いろいろ経済情勢の変化はあるわけですが、そうした中でのビジネスにおける重要なリスクの1要素として意識され始めているというものが示されております。これは、経済の持続可能性維持向上のために企業行動を変えていくということの重要性が示唆されているものと考えております。

そうした中、4ページ、5ページなどを見ていただきますと、企業行動、そうしたものの意識と理解というものが示されているわけですが、この中で、企業行動を実施するものとしての金融が、環境社会等における、言わば、これまで見えていなかった、意識されていなかった機会のリスクを投資判断に盛り込むESG金融と言われるいわゆるそのものに関しても、企業がついていけるということになっておりまして、6ページを見ていただきますと、世界の市場も単年度で110兆円ということでも言われている中で、非常に大きな成長をしていっております。

脱炭素ということの一つ取りましても、今後10年で150兆円の投資が必要とされている中におきまして、こうした資金を、我が国の中に大きく呼び込んでいくということは、必要不可欠であるというふうに考えておりますし、7、8ページの辺りについて、総理の会見等にも、そうしたことが盛り込まれているわけでございます。

この点、その次のページ、8、9ページ以降、国内の金融の情勢を見ますと、国内の市場というのは大きく伸びてきてはいますけれども、国際的に見れば大きな拡大余地があると思っております。9ページを見ていただきますと、日本の金融の構造を見ていただくと、地域金融といったようなもの、貸出し地域金融、いわゆる間接金融のウエートが大きい中におきまして、非常に、こうしたところをどういうふうに底上げしていくかということが課題になっております。特に、ESG金融の認知はしているけれども、なかなか進めていけないといったような声が聞かれているわけです。

そうした中で、私どもとしては、このESG金融の市場拡大、国内企業で、地域企業を含め

た、そうしたところも含めた国内での主体の普及展開ということが重要だと思っております、その施策を進めていると。

今回の事業の対象になっているのは、その中の予算の一環でございます企業行動推進経費でございますが、めくっていただいて12ページ、企業行動に直接影響を与えるためのものと、金融を通じて効果を期待するもの、大きくいって二つの事業が内包されております。

このうち前者は、13ページを見ていただきますと、エコアクションと呼ばれます中小企業自身が自らの環境負荷を特定して、それを管理するという、環境マネジメントシステムの普及啓発に充てられております。

次に、14ページを見ていただきますと、金融のほうでは、地域金融機関がESG金融のノウハウを蓄積するということを目的とした、地域金融の促進事業ですとか、あとは銀行、保険、投資家などの幅広い業種を超えて共通の行動指針を持ってノウハウを共有したりとかという民間イニシアチブである21世紀行動原則、金融行動原則がございますが、これと連携した調査ですとか、普及促進の取組といったようなところ、また、市場拡大という意味で、国内のグリーンボンドの発行促進支援、こういったものに利用されております。

これらの事業については、冒頭申し上げたように、ESG金融に係る動きが激しい下で、ほかの省庁とも連携しながら進めております。

ちょっとページを飛ばしていただいて、22、23ページのところを見ていただければと思いますが、この辺りは、環境省が、金融庁でありますとか、あとは産業政策をつかさどります経済産業省と連携して、さらにそれを強めながら進めていくということが重要であるというふうに認識しております。この方針は、先日とりまとめられたクリーンエネルギー戦略ですとか、それに向けて我々のほうで策定しました中間整理等でも、審議会の中間整理等でも、明確に示されておりますので、こうした全体方針の中で、ここまで御説明した事業を推進しておるところですし、これからも進めていきたいというふうに考えているというところでございます。私からの御説明は以上でございます。

○小森会計課長 ありがとうございます。それでは、ただいまの論点につきましては、以上説明した中で、一つ目としてESG金融の推進による政策効果がどれだけあるのか。二つ目として、ESG金融の地方・地域への展開は十分図られているのか。三つ目として、関係省庁との連携は十分かとさせていただいているところでございます。御意見、御質問を伺いたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

では、佐藤先生、お願ひいたします。

○佐藤委員 全体像が分かっていないのかもしれませんが、その役割分担について確認したいんですが、つまり、企業行動といえば経済産業省ですし、金融といえば金融庁、先ほど、御説明の中で連携はしているということですが、具体的にどういう形で役割分担をされているのかということと、基本的には、このエコアクション21の認証登録、その普及促進というふうに理解して大丈夫なのかということ。この2点を確認させてもらえますか。

○説明者 ありがとうございます。連携に関しましては、まず、金融庁、金融のルールそのものは金融庁が関わっておりますので、例えば、開示を義務化していくと、そういったようなところは金融庁がしております。そうした中で、企業行動というところで、例えば大きな産業といったようなところを、産業としてどうしていくかというところ、基本的には経済産業省さんがメインでおられて、我々は連携しているという形でございます。その中で、環境省がどういうことをしているかということ、そもそも、環境というところの国際的な動きの中で、日本がどうしていくかという全般の、技術化するのはもちろんでございますけれども、こと企業行動に関しては、どちらかという地域と暮らしといったようなところ、その要素をどういうふうに入れていくか。これは地域における中小企業の皆様というところへ、言ってみればこういったところに、こういったポジティブな影響を出していくかというところにスコープが置かれているということになりますので、地域金融といったようなところも、そういった文脈の中から出てきているし、エコアクションが中小企業を対象にしているというのも、そういった流れから出てきているというふうに御理解いただくのがよろしいかと思います。

そうした中で、企業行動のところのエコアクションのほうにつきましては、御指摘のとおり、このエコアクションというものを普及促進していくということのために、主に、この企業の部分については使っているというふうに御理解いただいて問題ないかと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。そのエコアクション21ですけど、レビューシートを見ると、このアウトプットのところですかね、エコアクション21の新規登録事業者というのは、実績として、令和元年度は306、令和2年度は239、令和3年度は283となっていて、今年度は290、来年度は300という感じで推移していきそうですが、数が多いとっていいのか、少ないとっていいのか、よく分からない。中小企業の数でいったら、もう2万社、3万社を超えるわけでありまして、200万社か。桁が違いますね。かなりの数があるので、そもそもどれぐらいの中堅中小企業を対象としていて、その中で、この200とか300というのは、一体ど

れくらいの規模だと思ってよろしいですか。見方によっては、企業の数が多いことを考えると、えらい少ないなというふうな印象を持つものですから。

○説明者 まずは、この300という数字でございしますが、累計としては、今、7,500といった数字になっています。これが十分に大きいかというところですけども、まず、その前に大層というところで言いますと、現状としてはかなり小規模の事業者が大層を占めているというふうに、10人以下とか100人レベルの企業が、中のシェアとしては大きいというふうになっています。一方で、これが、そういった事業者の数から我々が考えているかということという意味では、ここは、まだ伸ばしていかなければならないというふうに思っておりまして、地域金融機関と連携するなどの形で、さらに伸ばしていきたいというふうに考えているというところがございます。

○佐藤委員 そもそも9,000って、何で9,000なんですか。実は特定の業種とかをターゲットにしているという理解でも9,000なんですか。

○説明者 特定の業種ということではなくて、どちらかというところと全体の増加の推移から見て9,000というところが出てきているものでございます。全体、300万事業者という中でも、さらに50人以下という事業者ということになりますので、まずは9,000というところにおいているといったところです。

○佐藤委員 例えば中小企業庁とかとも連携しているんですか。コンタクトをして通じているのは、中小企業に実際コンタクトをするのは中小企業庁であるとか、中小企業診断士とかですけども、普段そういう方々ともコンタクトを取りながら、こういう登録は進めていると思っていいですか。いずれにしても、9,000って、確かに中小企業の数全体に比べると、えらい少ないなという気がしたので。

○説明者 ありがとうございます。7,500社がずっと継続しているわけではなく、いろいろ入れ替わりというのもありますので、そういうものも含めて全体を増加させていって、まず9,000を目指すという形で、今、置いております。全体の割合から見て、まだこれをさらに伸ばしていくというのは、御指摘どおりかと思えます。金融の観点を含めて様々な連携をしていますし、中小企業全体の施策について、環境省で、今、脱炭素を含めて様々な形で連携しておりますので、その一環として、この事業に関しても進めようということでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。私から最後ですけど、支出先、上位10社を見ると、ほとんど一者応札ですよね。一般財団法人持続性推進機構は一者応札ですし、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社も一者応札ですし、この辺りって、何か一者になってしまう

理由があるんですかね。費用の適正化という観点から見て、大丈夫ですかというのがコメントになるんですが。

○説明者 一者応札の状況につきましては、レビューシートの中にもありますように、しっかり改善を進めていかなきゃならない、これは一般論として考えておるところでございます。事業の適正な経費という意味では、特にエコアクションに関して、大きな費用を使って何か国のほうで大きくというのは、まさにこのガイドラインを作っているもののメンテナンスを毎年やっているというものでございますので、そこに関しては適正に、しっかりと監督してやっているということでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○小森会計課長 それでは、新美先生、お願いします。

○新美委員 先ほどの佐藤先生の質問と絡んでくるんですけども、ESGにしても何にしても、基本的にはマーケットに委ねるという考え方がベースにあるんですね。それなのに、環境省で何ができるのか。環境政策としては何ができるのかというのは、ちょっと疑問に思うんです。情報提供するということは、それはマーケットに、より密度の濃い情報を与えるという意味ではいいんですけども、それ以上に何かする意味があるのか、政策的効果というのは、どこにあるのかというのを、ちょっと疑問に思うので、その辺について、どういう政策的効果を狙っているのか、もう少しはっきりお教えいただきたいなと思って質問した次第です。

○小森会計課長 ありがとうございます。環境省、お願いします。

○説明者 新美先生、ありがとうございます。御指摘のとおり、マーケットは自由に動くものであるというのは、我々も、そのとおりに思っております。ただ、足元、こういったことが、情報がいろいろと出てきているにもかかわらず、なかなか密度濃く情報がやり取りされない場合に、最終的な自由な判断というものそのものが、うまくできていかないといったようなことは、懸念すべき状況にあると思っております。そういった意味では、私どもの施策そのものも、基本的には情報の蓄積を促進するという形を取っていると理解しております。例えばグリーンボンドに関しては、何がグリーンかということを手判断するための基盤を提供させていただいて地域金融の促進事業におきましても、自分たちの地域においてということが重要なのかということを手判断するために、なかなか検討のリソースがないということにお困りの地域金融機関の皆様、それを自ら分析する機会を提供しているということでございますので、まさに、新美先生がおっしゃったとおり、この情報の蓄積を密に濃くする、

21世紀行動原則でのということも、まさにそういう方法だと思っていますので、私どもで、例えば市場を、力をかけてどちらかの方向に誘導するというのは、こういったリスク、こういった機会が考えられるのではないですかということを、密度濃く提示していくというのが基本的なスタイルであるべきだと思っておりますし、この政策もそのようにデザインさせていただいていると理解しております。

○新美委員 はい。ありがとうございます。

○小森会計課長 よろしければ、次に太田先生、お願いしたいと思います。

○太田委員 この事業が、一体何をしているのかということの把握が、なかなか難しいですけども、恐らく御説明いただいた資料の12ページにあるように、令和4年度でいうと7つの事業を束にしたものというふうに理解したんですが、総計1億3,200万円の予算ですよ。この1億3,200万円が、この7つの事業にいくらずつかけられていて、どれがメインの事業でしょうか。

○説明者 ありがとうございます。御説明の資料にあるレビューシートを御覧いただいたほうが、分かりやすいかなと思っております。いろいろ多用な事業に使わせていただいているというところはございまして、レビューシートに資金の流れというところがございまして、エコアクションの関係では530万円、賞を受賞するものに関して1,300万円程度、それから、デュー・ディリジェンスの関係というのが850万円ということでございます。右側にまいりまして、これも中小企業の関係でございまして、1,000万円程度ということでございます。下にまいりまして、ESG行動原則との連携で1,100万円程度、横のBloomberg、これは我々の情報収集のために活用しているものでございまして308万円程度、ファイナンスモデルの事例創出事業で550万円程度、それから写真の印刷、右に参りまして地域金融関係で2,600万円程度ということでございます。下に、補助金ということで、説明資料の12ページの一番下にございまして、グリーンボンド等の補助金で1,100万円程度ということで、こういった形の構成になっているところでございます。どこがメインかと言われると、なかなか使った経費に成果なり業務量がひもづいているということではないところが若干ございますので、比較が難しいところでございますが、このような割合となっているところでございます。

○太田委員 雑多な委託事業が束になっているという理解でよろしいですか。企業にグリーンな行動を推進するような雑多な事業が10ぐらい束になって、一つの事業になっているという理解でよろしいでしょうか。

○説明者 おっしゃるとおりかと思えます。企業に金融を通じてということも含めて考えますと、そういう目的の中で幾つかの事業なりを、この中でやらせていただいているということかと理解しております。

○太田委員 個々のものが、どう成果が上がるということを期待してその事業を選ばれているんですか。1個、500万円とか1,000万円という単位の事業をしていて、でてきた成果物がどういうふうに生かされると図られているのでしょうか。

○説明者 金融とか企業といった場合に、非常に幅広いスタイルがございますので、その中で、様々、かつ、その金融商品等の手法についても様々ございますので、その中で、それぞれやっている点がございますが、それぞれのレビューシートの中では指標を置いていまして、細かい指標というのはレビューシートにしか書いてございませんけれども、説明書の15ページ辺りにございますように、その普及の促進等につきましては、それぞれの目的の下に、活動指標を入れまして、その中で目標を立てて、普及の程度を図っているということでございます。

○太田委員 その環境関係のディスクロージャーについては、相当専門の組織があつて、相当専門なガイドラインというか、意見書というか、ができていて、企業もそれに従っているというのが一方であつて、そういうところで、これを参照されるという可能性は、ほぼゼロなんじゃないかと思われるんですけれども。例えば、実態調査の場合はレポートが出てくるんですかね。ガイドを作ったといつても、これがどれぐらい利用されるのかとか、モデル事業採択という、これがどう効果があるのかというのは、ほぼ図られない。何か効果がありそうなものを、ちょっとずつ、数百万円ずつ事業を委託しているという、そういうもののような気がして、一体何を達成するための手段として有効な事業と考えられているのか、ちょっと見えないなと思うんですけれども。特に、先ほど、雑多なものを集めた事業という理解でいいですかというふうに言ったのは、そういうことなんですね。何か目標があつて、目的があつて、この事業をやっているというよりは、何か細々としたものを集めただけ、レポートとかガイドラインとか個々のものの効果はよく分からない、そういう理解でいいですか。

○説明者 ありがとうございます。今、まさにESGの動き自体が、先ほど資料でも御説明したとおり、世界的に大きな資金の流れになっておりまして、それを国内でもきちんと、ある意味、取り込む、もしくは、その動きを捉えていくということが必要かと思っております、金融なり企業の行動といった部分を、様々なレイヤーですとか種類がございますので、それぞれにいろんな形でアプローチをする必要がございますし、特に国内では、地域なり中小企

業なりというところが、実質的にはそこが、サプライチェーンなりへ関わってまいりますので、そこに寄与していくということが重要だと思っております。そういう中で、まだ、国内の市場形成は、先生がおっしゃるとおり、ディスクロージャー等は、国際的にも議論が進んでおりますし、かなり専門的な議論も進んでおりますし、その基準化等については金融庁でも進んでいるところでございますが、それも、まだ、直接的に国際的な金融市場の影響を受ける方々はいいんですけれども、それ以外の、国内の金融というのは、非常に国内では割合が大きいということでございますので、そういうところに向けて、しっかり、そういう動きについて自分たちが何をしなければいけないかということを考えるフェーズというのは、まだまだ、そういう意味では、国内でも進んでいないところが多いと思っております。そういう観点からは、幾つかの事業をやらせていただいておりますけれども、15ページ目を御覧いただきますと、環境報告については、昔から取組は進んでおりますけれども、本当に先進的にどういうものがあり得るのかとか、そのほかにどういう対話ができるのかということに関しては、国内でも実践が非常に進んでいるというところは、なかなか難しいところでございますので、アワードなり、もしくは、そのサプライチェーン全体にどう考えるかということでございます。国内の普及という意味では、グリーンボンド等は、大分進んでいるところでございますけれども、まだ、始まったばかりというところがございますので、しっかり国内に事例を作っていくという観点から、支援をさせていただいているということでございますし、地域金融機関等を含めて、国際的な統制は実際にそれを取り入れてどうするのかといったことは分かりにくいところでございますので、そういうところに向けて、事例を集めて、どういう考え方をするのかということをやらせていただいております。

○太田委員 多分、ESGって、すごく大きいお金が動く大きな流れになっているところで、1億3,200万円の予算で何か大きく変えるというのは難しいかと思えます。むしろ、本当に狙いがあるやらのだったら、もっとどかんと大きい予算が必要でしょうし、細々とした支出はなくてもよくないですか。効果としてはほぼないんじゃないですか。

○説明者 ありがとうございます。非常に大きなお金が動くという話ではございますが、やはり、それを動かしているのは金融機関でございますし、やはり頭なり知見をしっかり作っていくことが非常に重要と思えますので、この限られた予算の中ではございますが、いろいろ考えてやらせていただいております。

○太田委員 ありがとうございます。私からは、以上です。

○小森会計課長 ありがとうございます。そろそろ11時を回りまして、ちょっと押しまし

たけれども、適時コメントシートの記載などをしながら、御議論を続けていただければと思っております。続きまして、上村先生、よろしくお願ひいたします。

○上村委員 有識者会合と事前勉強会でも申し上げたんですけれども、本事業は、かなりイメージ先行型、または理念先行型になっていまして、実質的にどういうことをやろうとしているのか、あまり見えない事業だと思っています。個々の事業については、太田先生が言われましたけれども、いろんなことをやろうとして、その個々の事業のアウトカムが設定されているようにも見えるんですが、その個々の事業をやることによって、どんな社会的インパクトを目指しているのかというところですね。ロジックモデルのインパクトにありますけれども、この個々の事業でやっていることは、本当にインパクトを生み出すものなのかどうかがとても重要だと思います。具体的に、ESG投融資残高、企業によるGHG排出量、製品・サービスの削減貢献量とロジックモデルのインパクトに書いていますけれど、この事業が進むと、本当にそれができていくのかというところです。私の直感ですけど、間違っていたら申し訳ないですが、事業のつくり方に問題があると思います。いろんな細かい事業、まずそこが存在していて、それを大きくくくってしまってこの事業ができたという形が実態なんじゃないかなと思っています。そういった感じだとボトムアップ型でつくっているんで、あまり良い事業のつくり方じゃないと思います。まずは、望ましいのは、やはり社会的インパクトを考えて、それに必要な事業を組み合わせるという方法ですけれども、要はトップダウン型で組み立てるべきだと思いますが、そうなっていないので、細かい事業が社会的インパクトにどのように影響を持っているのか全く分からないままに、事業は進んでいるんじゃないかなと思っています。厳しいようですが、そう思います。

私からの提案ですけれど、細かい事業が持つインパクトをちゃんと測定していただいて、無駄な事業は削減していくということを繰り返すべきだと思います。資料の中の今後の方向性にも、実はかなり細かい事業が書かれているんですが、これらも全体的な効果に対するインパクトを測定できるようなものに限定して、常に測定して効果がないものは削除していくということが重要なと思います。以上です。

○説明者 先生、ありがとうございます。全体的なインパクトをというのは、まさにおっしゃるとおりかと思っております。そこは、最後の結論部分に関してはおっしゃるとおりでございますので、しっかり見直しを図りながら、やっていくということかと思っております。細かい事業が並んでおるといふ御批判に関してはまさに、当たっている部分もあろうと思っております。この事業、2年度、3年度とやっておりますが、実は同じ事業を継続していると

いうよりは、いろいろ形を変えながらやっているところをごさいます、それは我々としても受け止めて、しっかり考えたいと思っております。ただ、国際の議論は、ここ数年、非常に早く進んでおりまして、これまでなかったようなものが、どんどん出てきているという状況がございます。それがトップダウンで整合を取れてできているのかということすら、我々もまだ分かっていないところでありますが、それを、やはり国内の企業とか金融機関とともに、しっかり追いかけていかなければいけないという側面もございますので、御指摘をしっかりと踏まえながら、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○上村委員 はい。ありがとうございました。

○小森会計課長 それでは、続きまして、小林先生、お願いします。

○小林委員 特に経済の専門の先生方からもう出ていましたが、そういうのってマーケットに任せる、あるいは、例えば、GAFaが再生可能エネルギーの100%のところじゃないと取引しないよと言えばそれで済んじゃうような話。だから、環境省が今さら、細かい中小企業を指導するよりも、中小企業って別にピンで立っているわけでは多分ないので、現実はそのような大きいところがそういう行動を取ったら勝手にそうなるのではないかと。この環境省独自のこの事業のまさに役割って何ですかと。地域金融機関といっても、金融庁が主要な銀行を指導したら、金融って横並びの組織ですから、上がやったら下がやるというような構造にあるので、あつという間にそれと同じようなことを中小の銀行はやるはずなので、今さら、この環境省が独自で、何をこれは狙っていてやろうとしているのか、いまいち分からないんですよね。金融なんかは特に、世界的にはメイン中のメインの人が、こういうことを言い始めているから。そういう人が言っていないときに、メインの人のところに、環境省が、環境投資って重要ですよ、ESGって重要ですよ、グリーンボンドって重要ですよって言うなら分かるんですけど。今さら、環境省が、この分野で1億円ちょっとの予算で、一体何をどういう人に具体的に言っているのかが、いまいち見えませんが、金融庁とか経産省とかの連携も含めて、一体どういうことをやっているのでしょうか。

○説明者 ありがとうございます。まずこのところに関しては、私ども、これだけの事業をやっているわけではなくて、他の事業との補完の中で動かしていることは、まず、御理解いただきたい。省庁間の連携というところでは、先ほども太田先生への御説明でもさせていただいたとおり、地域と暮らしに根づくところというのは環境省が担うという、これは大臣の役割分担としても提示されたものでございます。そうした中におきまして、御指摘の、上が言ったら下は動いていくという構造、これに関しては、一面、おっしゃるとおりのところが

ございます。実際に、そういったところで動いているところはございます。ただ、私ども自身が現場で声を聞いているところ、私ども自身も、机の上で考えるだけでなく現場に出るという形を取らせていただいている中で伺いしていると、やはり、1、2番手の企業はそういったことになっているけれども、3、4、5と数字が増えていくに当たって、まだ、自分の直接の上からは言われていないので動かないし、何をやっていいかそもそも分からない、コスト先行になってしまうのは嫌だから動かない、こういったことがあるわけです。一方で、2030年、50年というところは、今おっしゃっていただいたように、そういった大きな企業が期限をきっておりますので、それを放置した場合に何が起こるかという、一番対応能力が少ないはずの中小零細企業ほど対応時間が短くなると、これが日本として懸念すべきことではないかと。実際、それに動いているかという動いていない。地域金融機関の皆様も、このアンケートにあるとおり、金融庁も、サステナブルファイナンスというのは、ここ数年も言っているわけですし、地域貢献というのはかなり前から言っているわけですが、それができているという意識になっているかという、彼ら自身の意識でも、そうっていないというものがあるので、御指摘の中で、大きいところが言ったら動くだろうというところは、私どもの感覚としては、必ずしもそうではないということでございます。そうした中で、金融庁ではなく環境省で何をするかという、環境省としては、金融機関を支援することができるというところが一つの強みです。つまり監督をしておりませんので、こういった動きをやってみたいといったところにフラットにパートナーとして相談に乗れることがあり、環境省で知見を持っているところ、さらに、地域というところには責任を持っていて、この辺りを組み合わせた場合に、地域金融機関、または、地域金融機関を通じた地域の利用者支援というものには意義があるというふうに思っております、1億ちょっとの予算でというところではなくて、他の事業と組み合わせてそうした効果を出そうとしている。この一環としてこれがあるというふうに御理解いただくのがよろしいかと思えます。

○小林委員 ありがとうございます。

○小森会計課長 ありがとうございます。それでは最後に、稲垣先生から、お願いします。

○稲垣委員 他の先生がほとんど言われましたので、それでいいと思いますけど、やはり、先ほど来、環境省が説明しているように、この事業で環境省の役割は何なんだと明確にしてほしいということと、それと、先ほど太田先生たちも言われましたけれど、この事業をやって、どういう成果があるか、どういう評価ができたのかということ、やはり見える化することが大変重要じゃないかなと思っております。是非、今後それを進めていただきたいなど。

というのは、各企業とも、もうこのグリーン化に向けた取組というのは、はっきり言って一生懸命やっているんです。私もいろいろ企業を見させてもらっているんですけど、すごくやっていますので、やはり環境省の役割は何なんだということを明確にしてほしいということです。その中で一つ、ちょっと教えてください。レビューシートの2枚目のところに、先ほど冒頭に佐藤先生が御指摘されましたけど、中堅中小企業のマネジメントシステムの新規登録事業者数が200～300、毎年ありますけれど、その下にあるアウトカムを見ると、全然伸びていないですね。というのは、毎年、この程度の新しい登録があっても、登録をやめる企業があったという理解でいいですか。もしそうならば、なぜやめてしまうのかということと、やはり、大きい企業というのは、ISO14001で対応していますので、私は中小企業の方々に、エコアクション21、お金もかからないし、これをどんどんやって、やはり環境に配慮した取組をしてほしいということを指導しているんですけど、もっとこれを普及させるような手立てを、是非考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○説明者 ありがとうございます。もちろん、自分たちでPDCAを回せるようになりやめられる企業もおられますが、実質的に効果があまりないからというような方もいらっしゃるの事実でございます。ただ、先生がおっしゃられたように、中小企業のEMSというのは重要なものと認識しておりますので、今後も金融機関等と連携するなどして進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○稲垣委員 ありがとうございます。

○小森会計課長 ありがとうございます。それでは、各委員におかれましては、コメントシートを、11時20分までに事務局にメールにて送信いただければと思っております。もし、早めに集まりましたら、その時点で集計いたしまして、集計が終わった段階で、先ほどのような形で御報告させていただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

(コメントシート回収、集計)

○小森会計課長 ありがとうございます。集計が終わりましたので、とりまとめ役の稲垣委員から、評価結果及び、とりまとめコメント案を提示願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○稲垣委員 先生方、ありがとうございます。評価の結果について、御報告をさせていただきます。

「廃止」の先生が2名、「事業全体の抜本的改善」をすべきだという先生が2名、「事業内

容の一部改善」をすべきだという先生が2名という、3つの評価が2名、2名、2名になりましたけれど、コメントの内容はほぼ同じでございます。個々の事業の成果、効果の測定が難しい、なかなかそれが見にくい、その成果とか評価が見にくい、これは事業の組立に問題があるのではないかという御指摘をいただいたり、個々の事業のアウトカムが、社会的なインパクトに与える影響がどういうものなのかというのが、ちょっと見にくいということです。個々の事業の社会的なインパクトを与える影響を、きちんと測定して、効果がない、薄い事業は廃止したり、見直すべきじゃないかというような御意見等が多いですね。それと、一部の先生はゼロベースで見直していいのではないかということですが、全体的に見ると、なかなか個々の事業の効果が見にくいというような御意見が多くて、それは、やはりもうちょっと評価をきちんとし、必要なもの、必要でないものというのを分けるべきではないかと。それと、こういう仕事は、本来は経産省だとか金融庁等できちんとやっていただいて、環境省が担う、環境分野のものということを明確にして、それを実施すべきではないかというような御意見が多いようであります。

先ほど、「廃止」2、「事業全体の抜本的改善」2、「事業内容の一部改善」が2ということですが、この中身を見てみますと、行革の先生は「廃止」が1で、「事業全体の抜本的改善」が2という形になっておりますので、私としては、さっき言ったような、やはり個々の事業を、もう一度、きちんと精査し直して、効果が少ないものは、もうやめる。環境省として、やるべきことをきちんと明確にして、金融庁あるいは経済産業省と連携して、この事業はやるということで、抜本的改善を進めたいと思いますが、先生方の御意見がいただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

○小林委員 それで結構かと思えます。私は「廃止」と言いましたが、全て廃止するのがいいかどうかは別にして、今、稲垣委員が言われたような方向性で、いいんじゃないでしょうか。

○稲垣委員 上村先生、いかがですか。

○上村委員 ありがとうございます。それでいいと思います。

○稲垣委員 佐藤先生、いかがですか。

○佐藤委員 私も、限りなく廃止に近い抜本的改善ですけれども、やっぱり予算的な規模も考えると、事業の中身をもうちょっと絞ったほうがいいと思います。そういう意味におきまして、御指摘のとおり、本当に環境省が比較優位のある分野に絞るべきだと思います。

○稲垣委員 そういう方向で見直すということで。太田先生、いかがですか。

○太田委員 コメントシートを出してから思いついたものなので、エコアクション21については、国の関与の必要性が非常に薄いと思われますので、コメントに追記していただければと思います。判定、抜本的改善については、異議ありません。

○稲垣委員 やはり、先生方の議論の中でも、この事業、たくさん事業はあるんですけど、成果が見にくいもの、本当に環境省としてやらなければいけないものかどうかというものもあります。今、太田先生が言われたように、環境省がやらなくても民間に任せてもいいんじゃないかという事業もありますので。そういう面も含めて、一度、抜本的に見直していただくということで整理したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

○稲垣委員 では、そういうことで進めさせていただきます。ありがとうございました。

○小森会計課長 ありがとうございます。本事業の評価は、そのようにさせていただきたいと思います。それでは最後に、事業番号3「小型家電リサイクル推進事業費」について、議論を行います。担当部局が入れ替えておりますので、しばらくお待ちください。

それでは、準備が整いましたので、担当部局から、5分程度で事業の概要を説明願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○説明者 担当課長の筒井でございます。御説明いたします。次のスライドをお願いいたします。

まず、本事業の背景、概要から御説明いたします。この事業は、使用済小型家電の再資源化の促進に関する法律の施行のための経費となっております。この法律につきましては、平成24年に成立、平成25年から施行となっており、廃棄物減量化、有害物質対策、資源確保などを通しての循環型社会形成の推進を目的としております。制度の概要としては、小型家電を広域的に効率的に回収できれば、規模の経済によって再資源化をすることができるようになり、それまで市町村のごみとして埋立てられていた小型家電がリサイクルできるという形で、促進型の制度として法律の枠組みができております。

小型家電リサイクル推進事業費では大きく分けて3つ事業があります。情報収集・分析が1番目、市町村、認定事業者の取組の支援が2番目、それから効果的な普及啓発が3番目です。

まず、1番目の情報収集・分析ですけれども、施行状況の調査ということで、小型家電の使用・排出実態、フロー推計、それから、消費者の保有・排出実態や意識といったものの調査、それに関連した調査を行い、施行の状況を確認しております。

次に、市町村等へのコンサルティングでございます。これまで市町村が廃棄物として収集

していたものを、どのように再資源化に持っていくかということでございますので、そういうことに対して現場の確認、市町村との意見交換、どういう課題があるかということですね。そして、課題を抽出した上で、改善方法の検討をしております。

今まで、市町村の中で、費用便益分析ツールを使いながら、より効率的に小型家電を集めて、認定事業者に売ることができるように、改善の提案をしております、57市町村ほどに対して実施している状況でございます。

さらに、市町村向けの手引きやマニュアルなどを作り、広く配布しまして、市町村での効率的な取組を促しているところでございます。

3番目の普及啓発について、今までどういうことをやってきたかということですが、学校教育現場との連携ということで、学校向けの教材なども作ってきております。

あと、東京オリンピックの関係で、この小型家電の回収に出された金属でメダルを作ろうというメダルプロジェクトというものもやっておりまして、そこで作られたネットワークを活用した、アフターメダルプロジェクトといった広報もさせていただいているところでございます。さらに、関係主体とのコミュニケーションの促進でございます。市町村と認定事業者との関係で、市町村が、より効果的にどういう形で集めて、どんな頻度で、どういう処理をしたものであればその認定事業者により高く売れるかなどの優良事例のヒアリングを行っております。

また、国による広報・普及啓発等としては、テレビCM、動画、新聞広告などに載せております。

次に、成果と改善の方向性ということで、改善の方向性としては、市町村支援について、まず事例の形成、ノウハウ蓄積、それから横展開のさらなる徹底などをやっていきたいと考えております。いろいろな関係主体がありますので、コミュニケーションを通してノウハウを横展開していきたいと考えております。

さらに、普及啓発では、消費者の行動変容を実際に促すような普及啓発をしていきたいと思っております。併せて、普及啓発のコンテンツについては、市町村にとっての課題・メリットに直接関係する観点を強化していきたいと考えております。

最後でございますけれども、今後、コミュニケーションの在り方についても改善をしていかなければいけないだろうと思っております。さらに、実際の行動変容につながるアイデアの発掘・案件形成といったものをより強化していくという形で改善していきたいと考えております。以上でございます。

○小森会計課長 ありがとうございます。当該事業の論点は、一つ目として、市町村等の支援は効率的・効果的か。また、支援を通して得られた知見の他地域への横展開が期待できるのか。二つ目として、小型家電リサイクル制度に対する消費者の認知度向上と行動変容を促すため、効果的な普及啓発が実施されているのかと、させていただいております。ただいまの事業概要及び論点を踏まえて、先生方の御意見、御質問を伺いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、佐藤先生からお願いいたします。

○佐藤委員 レビューシートに則して、何点か確認ですけれど、一つは、この事業の目的は、自治体の小型家電リサイクルにおける自治体に対する支援ということですが、予算の執行を見ると1億4,400万円のうち、4,900万円は三菱総合研究所で、ここは多分、調査研究みたいなものですね。その次は8,100万円が、この一般財団法人の日本環境衛生センターということですが、このお金の流れを見ていると、自治体への支援、具体的にはコンサルの派遣だと思うんですけど、それがちょっと見えてこないんですけど、どこの支出だと思えばよろしいですか。まず、一つ目の質問です。

○説明者 お答えさせていただきます。自治体への支援は、主に株式会社三菱総合研究所のところでございます。環境省が三菱総合研究所に請負業務を発注して、自治体へのコンサルティング、今までの良好事例を整理してもらっていますので、それを踏まえて三菱総合研究所のスタッフを市町村に派遣して、市町村に良好事例の説明やコンサルティングの支援させていただいているという状況でございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。ただ、レビューシートを見ていると、そういう記述がなかったもので。三菱総合研究所の請負業務はアンケート調査の集計であり分析だし、その採択を受けている民間会社が3件あるんですが、これも業務の補助と書いています。この業務の補助が1,000万円ですけど、この民間企業3社の1,000万円が自治体への支援に当たると思っているのでしょうか。4,900万円のうち、自治体への支援はいくらでしょうか。

○説明者 民間企業3社は何をやっているかという、先ほど消費者アンケートとか意識調査をやっているという説明をさせていただきましたが、そのアンケートの実際の調査、集計といったような業務について、民間事業者をお願いしているとのこと。あとは、この業務に、小型家電の中に入っているリチウムイオン電池の発火対策や、小型家電の中に入っている有害物質をどうするかという対策がありまして、その分析も、民間事業者3社のうち1社でさせていただいております。

○佐藤委員 ちょっとこだわるようで申し訳ないけれども、私、今、支出を見ているんですね。三菱総合研究所の費目・使途という項目を見ると、三菱総合研究所は4,900万円受け取りましたと。三菱総合研究所の中では実態調査、分析、会議運営が3,600万円で、アンケート調査は900万円で、今、御指摘のあった、業務関係で何か自治体に対してコンサルを行ってという経費は入っていないんですけど、どこに入っていると思えばいいですか。調査費の中に入っているのでしょうか。

○説明者 この事業の調査費の中に含まれております。

○佐藤委員 でも、調査するのとコンサルするのは、全然違いますよね。本来、別途の業務ですけど。

○説明者 市町村の支援を通して、他の市町村へ支援するためのノウハウを蓄積していて、調査として一体化しているものですから、まとめて調査として記載しております。

○佐藤委員 ちょっとよく分からないですね。それと、もう一つ、一つはコメントですけど、前に事前勉強会で申し上げたとおり、自治体の支援の数が10というのは、自治体は1,700ありますので、やはりあまりにも少ないということが一つ。これは、もうコメントというしかないですが。あと、お金の使い方としては、8,100万円を日本環境衛生センターが扱っていて、これを見ると広報関係ですよね。広報コンテンツ作成とあるので、これが啓発になっているんですかね。だとしたときに、これは二つ目の質問ですけど、成果指標の中で、国民への啓発の成果ってどこに反映されていると思えばよろしいでしょうか。このレビューシートのアウトカム指標のどれを見れば、この普及啓発の効果を見ることができると思えばいいですか。

○説明者 すみません。レビューシートの中というよりも、国民に制度の認知度を上げるための普及を考えておまして、今は、まだ、6割ぐらいしか認知されていないということでございます。確かに、先生のおっしゃられるようなところの、この普及啓発の効率性は改善が必要とは考えております。

○佐藤委員 これは行政事業レビューなので、やったことに対しては成果を求めている、消費者への普及啓発のところにお金を使っていますので、例えばさっき言った認知度が6割とおっしゃったのは、そういう認知度でも構わないので、ちゃんと成果というのは見える形にしておかないと、ちょっと評価できないかなという気がしました。最後はコメントです。ありがとうございました。

○小森会計課長 ありがとうございました。続きまして、奥先生、お願いします。

○奥委員 今日概要説明資料で、この事業の中で何をやっているのかということは、全体像、よく分かりました。

その上でなんですけれども、先ほどの概要説明資料の3枚目のスライドですかね。この事業、メインは自治体に回収をしてもらうというところへの支援ということなんですけれども、こちらで、右下に年間回収量の分布というものがありますが、「未実施／未回答」351市町村があるということで、この未実施、もしくは未回答、未回答はあれですけど未実施の理由というところを、ちゃんと把握されているのかどうか。その上での適切な支援になっているのかどうか。むしろ、この事業をやられていることを見ますと、実施する意欲もあって、実施しようとしているけれども、どうやっていいか分からないというところに対してのコンサル等の支援というのがメインになっているようなんですけれども、むしろ、広く全市町村にやっていただきたいということであれば、未実施のところに対しての適切な支援というものを、しっかり検討されて、そこに手を届かせるということが重要なことというふうに思っておりますので、その辺りについての御回答をお願いしたいというのが1点です。

それから、今日、御説明はなかったですけれども、参考資料が後ろのほうに載っていますね。18のスライドですかね。これは基本方針の抜粋だと思いますけれども、この②のところの上から三つ目の丸ですね。特に市町村に対しては、「分別回収に伴う財政的な便益の評価を行う」と、そして、その上での適切な支援ということだろうと思いますけれども、そもそも、この市町村の採算性がどうなっているのかどうか。労多くして、持ち出しが多くて、全く採算性が合わないということだと、やはり、しっかりと回収拠点を設けて回収していこうという、そういうインセンティブを欠くことになりますので、それに対しての対策というのが、どうなっているのかというところ、もしくは、検証がどうなされているのかというところをお伺いしたいというのが2点目です。

あと、3点目、これが最後ですけれども、基本方針で、この一番上に書いてありますが、令和5年度までに14万t/年ということで、これを人口で割ると、1人当たり1kg/年なので、1kgは各市町村ですできるだけ回収するように頑張ってくださいということで、20のスライドで、1kgを回収している市町村の割合というものがあつたと思いますが、でも、この14万トンの中には直接回収分も含まれているので、市町村に1kg以上、できるだけ集めてくださいというのは、ちょっと整合を欠くといえますか、むしろ、この1枚前のスライドを見ていただくと、直接回収量のほうが、年々大きく増加してきているんですよね。多分、こちらのほうが伸び代があるのではないかとというふうに想像しまして、むしろ、市町村によって、もっ

と集めてくださいということに一生懸命支援するよりは、EPRの観点からも直接回収、事業者の方たちにしっかりやっていただくというところを、しっかり支援していくというほうが、より回収量を増やしてくという意味では妥当なのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうかというのが3点目です。以上です。

○説明者 まず、一つ目の未実施の市町村はどういう理由からなのかということですがけれども、この調査の中で、やはりステーション回収、いわゆる、ごみステーションに出してもらいながら、分別いただきながら回収していくという回収方法ですけど、他のものと混ぜて出してもらって、粗大ごみとか分別のところ、その有価性というか、不燃になり得るようなものについて回収するときのコストとか、やはり市町村の人員というところ、さらに、ある程度ステーションを回って回収量があった方が、採算がよくなることもありまして、そういうスペースの確保とか、そういうところで課題があるということを確認しております。それらの課題から、環境省においては、収集運搬のコストを低減させられるような良好事例や、事業者から見たときの、こういう形でこういう処理までしてもらえるとより高く買えるとか、もちろんそれは市町村で出来る範囲での話という形で、市町村と事業者間とのコミュニケーションって大事なわけですけど、そういう支援を行っております。それから、市町村にとっては、ごみを出してもらうときに、最近だとリチウムイオン電池の発火事案というものが結構出ておりまして、こういうものの実質削減ということもありますので、コンサルティングやマニュアルの中でお示ししながら、最終的にごみとして出せば、最終処分のコストとして最終処分をするための薬剤費など実際にかかってくるので、そういうところのメリットも示しながら、誘導していきたいと思っております。先生のおっしゃるとおり、まだ、未実施のところについては、今後さらに詳細な解析をして、対応としてどういうやり方がいいのか、市町村と事業者との連携などを含めて考えていくことが必要かと思っております。

二つ目が、採算性の話だったかと思えます。このリサイクルの対象となる小型家電の品目は28品目あるんです。高い物から安い物までいろんな物があります。さらに、その相場とか、その残渣の処理の費用とかで結構変動してくる状況でございますので、そういうような中で、先ほども申し上げましたけれども、市町村には一般廃棄物の処理責任というのものが、焼却したり埋立てしたりするコストもかかってくるということなので、そこをよりコストを下げ、市町村、それから、それを処理する業者にとっても、高いお金で売れるよう、業者から言えば高い買取りでオファーできるよう、こういうようなことを調査しながら、また、市町村の良好な事例を示しながらやっているというところがございます、その強化という

のは当然ながら必要かと考えております。

あと、市町村より認定事業者の直接回収が増えてきており、そちらに重点をという話でございませう。まさに、この促進法という形になっているというのは、先ほど申したように、当初は市町村のごみとして出てきているというところから制度が始まり、そこをリサイクルしていこうと。ごみとして出てきて、その再資源化も大切だということを教える、リサイクルに回していこうということでやってきていまして、現に、そういうものが増えてきているということは、こちらもよく分かります。一方で市町村は、その出てきた物を、きちんと処理しなきゃいけないということとございませう。まさに、その連携が非常に大事だというふうに考えておりますので、こういう良好事例も各市町村に示しながら、市町村としては廃棄物処理法に基づき家庭で出る一般廃棄物の処理責任を全うしながら、この関係者の協力を得て、環境上適切な処理、それから資源の有効利用というものを図っていくような形を、この調査の中で改善していきたいということとございませう。以上とございませう。

○奥委員 御説明ありがとうございます。直接回収量は、平成29年度と平成30年度で比較すると、平成30年度はかなり伸びていませうけど、この背景というのはいかなるお分かりになりますか。

○説明者 オリンピックとパラリンピックのメダルプロジェクトを推進してまいりましたので、これがある程度定着している傾向が見えているのではないかと考えております。

○奥委員 分かりました。この後、どう推移するかというの、ちょっと注視する必要があるということかと思ひます。ありがとうございます。

○小森会計課長 ありがとうございます。続きまして、太田先生、よろしくお願ひいたします。

○太田委員 佐藤先生が大分気になられていたところを引き継ぎたいですけれども、基本的に2事業者、三菱総合研究所と日本環境衛生センターに、環境省から、基本的に全額に近い、ほとんど主要部分はこの2事業者に出ていると。その内訳としては、広報コンテンツ作成、広報活動、報告書作成、あるいは実態調査、会議運営というふうなところに主要な部分が出ていると。例えば、令和元年度ですと、同じ構成なのかどうか分かりませんが、1億5,000万円ぐらいかけて5件の事業をやっている。単純に考えると、オーバーヘッドはあると思ひますが、1件当たり3,000万円ぐらいという。これ、中身がブラックボックスなんですけれども、何人の人が、どういう活動をされて、そのコストが幾らでしようか。それは把握されていませうか。そして、クオリティーというの、モニタリングされているのでしようか。

○小森会計課長 環境省、どうですか。

○説明者 ありがとうございます。今、1億5,000万円で5件の事業をやっているから1件当たり3千万円という御指摘だったんですけども、三菱総合研究所の調査については、記載のように、実態調査、分析、会議運営、報告書作成ということで、概要説明資料の5ページで御説明したところの、施行状況調査ですとか、マニュアルの見直しの方向に関するものも含めていて、6ページ、7ページで御紹介した市町村へのコンサルティングだけの業務で三菱総合研究所と契約しているわけではございません。

○太田委員 とすると、その実態調査、アンケートはマクロミルさんのところで600万円で行っているということですけども、そのほかの実態調査、例えば何人の人が、単価どれぐらいの方が何月働いたとか、そういうことを把握されているんですか。

○説明者 そこまでは、今、手元にはございません。

○太田委員 そうすると、これ、適正なクオリティーのアウトプットが、金額に見合うアウトプットがあるということは、どうやって確認されているのでしょうか。

○説明者 当然ながら仕様書で、そのコンサルティングの回数とか細かく規定をしておりますので、それを踏まえた形の成果となっているかということを確認させていただいているということでございます。

○太田委員 今年は15件見込みということで、昨年実績は10件ですが、10件であれば全部把握できると思うんですが、1件当たり、1億3,000万円だと単純に割ると1,300万円ということになると思うんですけども、この1,000万円で1件を支援事業したということの内訳は、どうなっているのでしょうか。例えば、コンサルティング、セミナー回数が何回とか、何人の人がどう関わっているとか、あるいは広報で何かパンフレット等を作ったのであれば、何部刷って、どれぐらい置かれて、どれぐらい周知したとか、そういう指標は何かあるんですか。

○説明者 ちょっと仕様書が、手元に今すぐないんですけど、この三菱総合研究所に出しているものは、市町村へのコンサルティングだけというわけではなくて、先ほど申し上げましたけれども、施行状況の調査ということで、当然ながら、実際、どのぐらい排出されて、どのぐらいの回収になって、どういう流れになっているのかというフローの算定といったような、まさに今日、お示ししているような資料の基礎的データの収集、解析というものが一つございます。それと、いろいろなマニュアルなどの改善、さらに、この制度自体の状況の改善、方法の検討調査などを含めてやっております。その中の一つとして、大きな柱の一つとして、当然ながら、市町村へのコンサルティングというものがあるわけでございます。そ

うというような幾つかの事業が集まった形での額ですので、これを10件の市町村支援数で割って、そこにどれだけ費用がかかっているんだということは、あまり意味がないのかなど。

○太田委員 これ、実は一者応札ですよ。二つの事業者、両方とも一者応札で、しかも、総合評価方式なわけですよ。そうすると、競争性は確保されていないので、価格が市場価格と比べて妥当だというのは厳しいですね。その仕様に見合った、かかったコストに見合った成果が出ているということ、どうモニタリングされているんですか。

○説明者 我々として、モニタリングは、各市町村からの評価等を含めて全体として評価しています。もちろん、先ほど申し上げましたけど、仕様書でその業務の仕様を書いておきますし、その上で、その経費自体を積んで考えているわけでございますから、その中で、範囲を分けて、三菱総合研究所で行っている業務もあるわけでございますけれども、仕様書を満たすこと、三菱総合研究所の提案書の中で示したことを、しっかりやっていただくということで、成果を確認しているということです。

○太田委員 仕様書をお書きになったときに、潜在的な応札業者というのは複数いらっしゃるんですか。技術点と価格点があると思うんですけれども、その比率がどうなっているかと、技術点を出して潜在的に応札する可能性のあった業者というのは、何社ぐらいあるでしょう。どれぐらい競争性が確保されているものですか。例えば、仕様書の書き方と、技術点の与え方によっては、事実上、一者しか応札できないようにすることも、テクニカルには可能だと思うんですが。

○説明者 テクニカルにはそうなのかもしれませんが、我々としては、一者ということ意識しているわけでは全くございませんので。

○太田委員 しかし、事実としては一者応札です。

○説明者 そこは一者以外にもやれる業者はいるという前提でやらせていただいています。

○太田委員 じゃあ、技術点と価格点の比率はどうなっていますか。

○説明者 すみません。それはちょっと少し時間をいただき、確認させてください。

○太田委員 はい。仕様書をどう書いて、事実としては一者応札になっているわけですね。これは、いろんな業者が入って競争性が確保できるように工夫はされているんでしょうか。

○説明者 少なくとも、今までの報告書等々も公表しておりますし、仕様書において、三菱総合研究所でないとできないという書き方はしていないと考えております。

○太田委員 潜在的に技術点をもらいに来た業者というのは、複数あるんですか。結果的に二者になっただけということですか。

○説明者 一者応札ですので、提案書を出したのは、三菱総合研究所だけだったということです。

○太田委員 だけだったと。分かりました。ただ、人とクオリティーと価格に見合ったかどうかのモニタリングは、アンケートによる市町村側の反応で見ているということですかね。コンサルティングされた側が満足したというふうに言うということでは問題ないという、そういう御認識という理解でいいですか。

○説明者 そうですね。まずは、先ほども申し上げましたけれども、いくつか業務がありますので、その中で我々として要求しているところは、データなどの整理をきちんとやっているかということ、加えて、各市町村の反応などを見ながら、当然ながら、改善すべきところがあれば今年度の仕様書の中で改善などをしていくことを考えていきたいと思っております。

○太田委員 ありがとうございます。私からは以上です。

○小森会計課長 ありがとうございます。それでは、新美先生、お願いいたします。

○新美委員 私、2点質問があります。1点は、奥委員の質問と関連するんですけども、直接回収が増えたというのは、小型家電でも、パソコンとか携帯電話がリユースのほうに回っていて、それが事業化しているという点が大いではないかというふうに考えているわけです。そうしますと、特に下取りは、携帯では一般的になってきましたので、事業者に戻ったら、その後は産廃の問題になるので、市町村を相手にした議論というのは、もう成り立たないんじゃないかというふうに思っております。それとの絡みで2点目は、事業の中身を見ても、リチウムイオン電池の処理のことだけが、ほとんどが事業の内容になっているんですけど、これはもうリサイクルの問題ではなくて廃棄物処理の問題ではないのかと。そういう意味では、現在の小型家電リサイクルに絡んだ制度として捉えるのは、非常に難しいように思うんですけども、その辺は、どのようにお考えなのかお教えいただきたいと思えます。以上、私の質問です。

○小森会計課長 環境省、よろしいですか。

○説明者 お答えさせていただきます。下取りが一般的になってきているというところ、もちろんおっしゃるとおり、そういう動きはあります。確かにこの法律ができる前から、実はこの法律の議論の中でも、なぜいろんな回収方法を含めた促進型にするのかというところですが、携帯とかパソコンとかについて下取りというのは、その時代にも始まっていて、こういう取組が進んでいた中で、新たに制度という形でやっていく中では、やはり既存の先進的

な取組を生かしながら、そういう促進型の制度を設定することによって、処理を進めていこうという形になっているものでございます。ただ、おっしゃるとおり、リユースとか修理とかいろんなことの観点でまさに社会は今後変わってくると思いますので、先生の御指摘は我々としても同じように思っております。そういう意味では、継続的にこの市町村回収とこの認定事業者などによる回収というものの効果的な連携については、この予算を使いしっかり展開しながら、また、次回の施行状況の評価・検討を令和6年度に予定していますけれども、その議論の場に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

あと、リチウムイオン電池の話でございます。まさにおっしゃるとおりでございます、これは我々としても、この予算に加えて、一般廃棄物の予算を含めて、このリチウムイオン電池の話に対応させていただいているところでございます。ただ、このリサイクルの観点からも、市町村が認定事業者にお渡しするときに、リチウムイオン電池が混入している場合には価格が下がってしまうということもございまして、さらに、市町村がそれを収集していく中で発火をするという事案もございまして、私自身も、小型家電リサイクル、一般廃棄物の両方を担当している課長でございますので、そこの両方の視点を見ながら、しっかり取り組んでいくことが必要であるというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

○新美委員 どうもありがとうございました。

○小森会計課長 各委員におかれましては、コメントシートに記載しながらの御議論ということでお願いいたしたいと思っております。それでは、上村先生、よろしくお願いたします。

○上村委員 佐藤委員だったかと思っておりますけど、市町村支援事業数が今、10だと、レビューシートに書いています。あまりにも少ないので、これは、やはりモデル事業を展開しているという認識でいいんじゃないかと思っております。だとすると、その経験を横展開しないといけないので、やはり、横展開が分かるアウトカム指標を持つべきだと思っております。横展開をするためには、何がボトルネックになっているかを明確にする必要があつて、回収量の増加を目指しているということですが、そもそも市町村が協力的なのか、協力的だとしても効果的じゃない方法を取っているのか、小さい市町村だと進めるのが難しいのか、消費者の認識が不足しているのか、認識があつたとしても小型家電を持っていくのが手間なのか、様々な側面があるように思いますし、恐らく市町村によってボトルネックの差があると思いますから、だから、コンサルティングが必要なのだなと思っております。その市町村で問題解決したら終わりということではなくて、やはり、この事例を共有して横展開していくということが

重要なので、そういう横展開が分かるような指標というのが重要なのかなと思います。これが1点目です。

事前勉強会で私、学校現場を使うことができないのでしょうかと申し上げたんですけど、その後、時間がなかったのですが、その学校現場との連携という資料を提供していただきました。ありがとうございました。学校現場の活用によって、消費者の啓発がどこまで改善したのかということを検証すべきかと思います。つまり、こういったモデル事業を展開したら、その効果をちゃんと把握するということが重要でして、効果的だと判断したら、やはり、それを横展開ということなんです。なので、思いつきでやってみただけで、それはどうだったかということが、あまり反省というか、改善できずに事業展開をやっているのだったら、それはあまりよくなくて、こういうことをやるのだったら、きっちり測定できるような設計で、まずやって、測定して、その後効果的だったら横展開というような、いいサイクルを持つべきだと思います。これが2点目です。以上です。

○説明者 ありがとうございます。横展開が分かるアウトカム指標が必要ではないかというのはもっともでございます。そういうところは、やはり改善点だというふうに考えております。学校連携も含めて、何がどうだったんだというところ、我々、制度を始めて10年というところで、周知というところをかなりやってきておまして、その横展開に対して、どういうふうにPDCAを回しながらやっていくかというところは弱いところでございます。そこら辺は、本当に改善していかなければいけないところだなというふうに考えております。ありがとうございます。

○小森会計課長 上村先生、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、最後に稲垣先生、お願いします。

○稲垣委員 私は、この事業というより、非常に資源が乏しい日本において、こういう回収を進めるというのは大変重要だと思っております。その意味からいって、先ほど来、先生方が言われましたように、やはり、市町村だけに任せるのではなく、奥先生、あるいは新美先生も言われましたように、認定事業者、こういうものをもっと増やすとか、あるいは、上村先生も言われましたように、学校などで回収して、1か所に置いて、それをちゃんと事業者が責任を持って回収するとか、そういうシステムを作っていけば、回収がどんどん増えると思うんですね。こういうことをやらないと無理だと思います。それと、市町村によって1kgないとか、それは多分、もうちょっと検討しないといけないですけど、ごみ処理の方法ですね、御承知だと思いますけど、シャフト炉なんかですと、こんな分別せずに、そのまま直

接入れちゃいますので、回収ができないんですね。ストーカ炉ですと、事前に、ある程度、破碎したりしますので、そういうものもありますので、あまり1kgとか、そういう市町村に1kgとかこだわるのではなく、もっと、やはり回収する固定のお客さんをつくってやる。それが、国民の有用性のある資源の回収の啓発にもつながるといふふうに思いますので、是非、そういう方向への事業の見直しというところを考えていただけるとありがたいんじゃないかなと思います。

それと、いつまでもという言い方は失礼かもしれませんが、三菱総合研究所とか日本環境衛生センターに同じような調査をお願いするのではなく、今言ったような課題を見つけて、調査をいろんなものに変えていくということも必要ではないかと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○説明者 ありがとうございます。おっしゃられるとおり、これまでの制度は、もともと不燃物で集まってきたものを、スケールメリットを働かせながら認定事業者と協力しながらやっていくことが大事であり、この制度の仕組みでございます。まさに、市町村というのは、廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理責任というものを有しているわけですけど、そういう中で、認定制度では廃棄物処理法上の特例も講じられており、認定事業者も57社まで増えてきております。この予算をうまく使いながら、より効率的なもの、これ自体がうまく回っていくシステムになれば、認定事業者も増えていきませんし、認定ルートも太くなりません。一方、市町村での分別の意欲に水を差してしまうおそれもあるので、そういう中で、どういふふうに効果的に連携していくかというところを、よりできる形にしていきたいと思っております。

2番目のご質問は、炉の形態によって違うという、まさにおっしゃるとおりでございます。そこを踏まえた形のコンサルティングというところまで、細かいところまでできていなかったというのは、おっしゃるとおりですので、そこは改善してまいりたいと思っております。

補足いたしますと、今、画面表示してある概要説明資料の31ページですが、関係主体とのコミュニケーションということで、多様な関係者と連携することによって、課題を関係者で共有しながら、国として何ができるかというところを、より課題に則してできるように考えていきたいと思っております。

また、先ほど太田委員の御指摘で、三菱総合研究所への業務発注に関する技術点と価格点について御質問をいただきましたが、確認した結果、価格点が100点、技術点が200点です。うち技術点は基礎点と加点に分かれるのですが、基礎点が65点、加点の部分が135点で合計

200点でございます。以上です。

○太田委員 ありがとうございます。技術点、かなり高いですね。そうすると、値段を下げるよりは、技術的な、その企画であるとか提案であるとか、そういったほうが高く評価されるという構造になっているというふうに理解しました。

○小森会計課長 話の途中で恐縮ですが、コメントシートについて各委員に御協力いただきまして、随時集まっております。今、集計していてもうすぐだと思えます。

(コメントシート回収、集計)

○小森会計課長 お待たせいたしました。集計が終わりましたので、とりまとめ役の稲垣委員から、評価結果及びとりまとめコメント案を提示願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○稲垣委員 先生方、ありがとうございます。とりまとめの結果についてでございますが、「廃止」が2名です。それと「事業全体の抜本的改善」が3名、「事業内容の一部改善」が1名という結果になりました。

その内容でございますが、廃止だという御意見をいただいた先生方は、支援対象の自治体の数が10程度と少ない、小型家電のリサイクル促進として業績の効果が乏しいのではないかと、普及啓発等の成果がレビューシートになくて分かりにくいということです。それと、それ以外に、一者応札ばかりだというような御意見もあります。ですから、この事業については、一旦、効果を見極めるべきではないか、この事業のやり方について、見合すべきじゃないかという御意見と、それと、もう一人の先生は、これも同じですけど、事業数があまりにも少なく、必要性、効果が見えない、本当にこの事業のモニタリングができていないかも不明であるということでもあります。抜本的改善の先生方は、市町村にとって、物理的、経済的負担増になることのないようなスキームを進めるべきであろうということと、先ほど来、議論もありましたが、事業者による直接回収を、より一層推進させるような見直しをすべきじゃないかということ、あるいは、パソコンだとか携帯端末というのは、今、リユースの割合が多くなってきているので、事業についてももう一度、この点に配慮した見直しが必要ではないかというような御意見であります。それと、市町村だけではなく、認定事業者、学校など、幅広いところで回収できるような体制の見直しをすべきじゃないかという御意見もございました。それと、一部改善の先生からは、市町村支援の数があまりにも少ない。これは、廃止の意見の先生と一緒に。横展開が分かるアウトカムの指標が存在していないから、こういう問題が起きているんじゃないかということでもあります。横展開する場合に、何がボトルネ

ックになっているかも明確にしていく必要があるということでもあります。

皆さん、全体的に見ると、今のやり方ではなく、市町村の支援が少なく、それで本当にこの事業の効果があるのかどうか、もう一度、その辺を見直すべきじゃないかということですし、市町村に頼るのではなく、他の者にも、他の回収方法についても考えるべきじゃないかというような御意見が多いわけでありまして。非常に難しいところですけど、「廃止」2名、「抜本的改善」3名、「一部改善」が1名ということでありまして、私としては抜本的改善で、今言いましたような、今のコンサルのやり方を、もう一度、きちんと見直してほしいということを強く言って回収が進むような形を取るべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか、佐藤先生。

○佐藤委員 判断はそれで構わないと思うんですが、この事業だけじゃなく、せっかくの公開プロセスなんで、他の事業にも同じようなことが言えるだろうというところでのコメントなんですけど、やっぱり、コンサルにまかせ過ぎているような気がするんですよ。よく環境省は環境問題についてノウハウがあるとおっしゃいますけど、こういう調査・研究を全部まかせていたら、どこにノウハウが蓄積するのかが、よく分からないんですよ。例えば、自治体へコンサルするときは、職員さんが一緒に行くであるとか、何らかの形で調査・研究とか普及啓発に、自分たちも関わっていくという姿勢じゃないと、通例、委託費が、ブラックボックス化していくんですよ。別に私は丸抱えしろとは言いませんよ。もちろん、環境省が自分で仕事をするには量が多過ぎるので。だけど、この委託の在り方、やっぱり委託することというのは、イコール全てまかせるということではないので、そうすると、自分たちに、どうやってノウハウを蓄積させるかということについては、少し考えられたほうがいいと思いました。以上です。

○稲垣委員 確かにそうですね。それと、いつまでも、何回か同じような事業をやっているのではなくて、その課題が出たら、次の課題を解決する方向へ変えていくというやり方も必要かなと思います。太田先生、いかがでしょうか。

○太田委員 意見としては佐藤先生と同じなんですけれども、ただ、私、これ、構造的な問題があるかなと思っていて、予算は増えている、人は減っている、人的リソース、割り当てられていないけれども仕事は増えるとなると、これは業務委託という名の人件費獲得ですよ。ある種のヒューマンリソースというか、人的資源を外部に求めるよりしようがないというところはあつて。外部にまかせすぎは非常に問題だとは思いますが、その根本には多分、定員が足りない、人が足りない。人口当たりで言うと、一番、国家公務員は数が少ないとい

うような。そこが、やっぱり一番、根本のネックになっているんだろうと思います。だから、現場の方が疲弊されているということは、非常によく分かるんですけども、ただ、巨額の予算を雑に使っていいかということ、そこは何か工夫する余地があるかなど。外に出しながらも、何とか関与を続けていく方策を考えていただければというふうに思います。

○稲垣委員 分かりました。私も、役人を長くやっていたんですけど、今、太田先生が言われたようなことは痛切に感じておりましたけれど、やはり、外部にすべてまかせるのではなく、今それぞれどういう課題を持っているかということ、よく理解した上で、コンサル、事業者を指導するという必要かなというふうに思います。ありがとうございました。上村先生、いかがですか。

○上村委員 事業全体の抜本的改善でいいと思います。私は、ちょっと迷ったんですけども、政策目的は非常に重要なので、やはりどちらかというとコンサルではなくて、今後は横展開をどう進めていくかというところに注力していただければと思います。以上です。

○稲垣委員 分かりました。是非、これを進めないとやっただけになってしまうということがありますので。佐藤先生、太田先生、抜本的改善でよろしいですか。

○太田委員 その点、異議ありません。

○稲垣委員 ありがとうございました。では、この事業についても、抜本的改善ということで、今、私からも指摘し、それぞれの先生から指摘していただいたものを、担当部局できちんと踏まえて、抜本的改善をしていただくという形にしたいと思います。ありがとうございました。

○小森会計課長 ありがとうございました。本事業の評価は、そのようにさせていただきたいと思っております。

それでは以上で、予定していた全ての事業のレビューが終了いたしました。委員及び関係の皆様、長時間ありがとうございました。また、進行におきましても御配慮いただきまして、スムーズに作業が進んだかなと思っております。重ねて御礼を申し上げます。

各事業の評価結果、とりまとめのコメント及び議事録につきましては、まとめ次第、ホームページで公開させていただきたいと思っております。また、公開プロセスを含む行政事業レビューの取組につきましては、外部有識者から各府省の政務に対しまして、直接講評していただくと、このようなことになっております。その期日につきましては、後日、日程調整を行わせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、講評の場に参加いただけない場合は、書面等で講評の内容を確認させていただければと思っております。

す。

本日いただいた貴重な御意見、御提言につきましては、来年度の予算要求や今後の予算執行等に活用させていただきたいというふうに思いました。しっかり検討させていただきたいと思います。これで、環境省行政事業レビュー公開プロセスを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 12時30分 閉会